

## 住民税非課税世帯に対する令和5年度垂水市 第2次価格高騰支援給付金の誤支給について

標記業務において、誤支給の事案が発生しましたのでお知らせします。

市民の皆様及び関係の皆様、多大なる御迷惑をおかけしましたことを深くお詫  
び申し上げます。

今後このようなことがないように、再発防止を徹底してまいります。

### ■資料 本紙含む2枚

#### 1 事案の概要

物価高騰による負担軽減を図るため、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7  
万円を支給する「令和5年度垂水市第2次価格高騰支援給付金」について、事務処  
理の誤りにより、支給対象の8世帯に対し各7万円（合計56万円）を二重に支給  
したことが発覚。

#### 2 発生日

令和6年2月29日（木曜日）

#### 3 経緯

##### ○令和6年2月13日（火曜日）／第6回振込日

対象者8世帯へ口座振込により支給。（第6回振込分は正常に支給された。）

##### ○令和6年2月29日（木曜日）／第8回振込日

対象者8世帯へ口座振込により支給することとしていたが、この際、今回の対象  
者とは異なり、第6回振込日（2月13日（火曜日））に支給済みの対象者8世帯  
のデータを指定金融機関へ送信してしまい、誤支給となった。

##### ○令和6年2月29日（木曜日）

本来支給される予定であった対象者から連絡を受けて、本事案が発覚。

##### ○令和6年3月1日（金曜日）

本来支給される予定であった対象者8世帯に対して口座振込により支給。

#### 4 事案発覚後の対応

- (1) 誤支給した全8世帯に対して、謝罪と事情説明を行った上で、返還をお願いし、3月5日（火曜日）時点で、3世帯から合計21万円を返還していただいた。
- (2) 残り5世帯についても、返還の手続きを依頼している。
- (3) 本来2月29日（木曜日）に支給される予定であった対象者8世帯に対して、口座振込により3月1日（金曜日）に支給を完了した。

#### 5 今回の誤支給の発生原因

- (1) 垂水市から指定金融機関への振込データは、誤入金を防止する目的で「送信済みデータ」と「未送信データ」を区別してフォルダで保管している。
- (2) 通常であれば「未送信データ」フォルダから『第8回振込データ』を抽出し、送信するべきところであったが、今回は対象世帯数及び支給額が同じであった、他のフォルダに仮保管していた送信済の『第6回振込データ』を誤って抽出し、内容を十分に確認しないまま送信した。

#### 6 再発防止策

- (1) 担当課から受け取った未処理のデータは、确实かつ迅速に「未送信データ」フォルダに保管する。
- (2) 振込データを指定金融機関へ送信する際に、データの内容を十分に確認する。
- (3) 指定金融機関へ振込データを送信したのち、确实かつ迅速に「送信済みデータ」フォルダに保管する。

#### ◎問い合わせ先

垂水市役所会計課 港（みなと）

直通電話 0994-32-1247 代表電話 0994-32-1111（内線 133）